

別紙 2

東員町公開型・統合型GIS等構築運用業務 プロポーザル内容審査評価基準

1 本書について

本書は、「東員町公開型・統合型GIS等構築運用業務」提案募集の提案書やデモンストレーション、プレゼンテーションなどの内容に基づき、性能・機能・技術などの要求を評価する指標である。評価対象と範囲、および評価方法を次に示す。

2. 評価対象と範囲

2.1 提案内容(参加表明書・提案書)

- ・会社概要及び業務実績、配置予定技術者
- ・東員町公開型・統合型GIS等構築運用業務における要求事項に対する提案

2.2 見積書

- ・基本費用
- ・検討費用

2.3 システム機能要件

- ・公開型GISの機能要件
- ・統合型GISの機能要件(固定資産管理システム及び下水道管理システムを含む)
- ・現地調査システムの機能要件

2.4 プレゼンテーション評価

- ・要求事項に対する提案の補足
- ・提案実施者の信頼性、成熟度

2.5 デモンストレーション評価

- ・実機による公開型・統合型GIS及び現地調査システムの機能証明

3 評価方法

東員町公開型・統合型GIS等構築運用業務に係る評価委員会によって、前項、「2. 評価対象と範囲」の2.1～2.5について評価する。機能、性能、技術などの「技術評価」と、見積価格の「価格評価」を行い、総合的に判断して、最も有益な提案を評価する。

3.1 評価

前項、「2. 評価対象と範囲」の2.1～2.5を評価対象とし、あらかじめ作成した評価書を用いて評価を行う。「①提案内容」「③機能要件」「④プレゼンテーション評価」「⑤デモンストレーション評価」により、「技術評価」を行い、「②見積書」により、「価格評価」を行う。

3.2 配点

「①提案内容」「②見積書」「③機能要件」「④プレゼンテーション評価」「⑤デモンストレーション評価」の配点は次のとおりとする。

評価対象	配点	割合①	割合②
技術評価	①提案内容	400	40%
	③機能要件	100	10%
	④プレゼンテーション評価	100	10%
	⑤デモンストレーション評価	200	20%
価格評価	②見積書	200	20%
合計	1,000	100%	100%

- ※「提案内容」「機能要件」は事務局による書類評価による採点后、評価委員により承認を得る。
- ※「プレゼンテーション評価」、「デモンストレーション評価」は評価委員による評価をもとに採点する。
- ※「価格評価」は、システム稼働後3年間および6年間に要する費用を評価するものとする。費用には稼働途中で必要となる各種更新費用とシステム及びデータの移行費用を含め、サービス提供に係るすべての費用を含むものとする。
- ※ 評価委員の評価による採点結果は合計し、平均値を算出するものとする。

4 評価基準

4.1 技術評価

(1)提案内容

提案内容の妥当性、適合性、実現性などの視点から、以下の評価項目において評価・採点を行う。採点はA～Dの4段階評価を行い、段階に応じた割合で、評価項目単位に配点する。

評価項目		配点
1.本事業に対する考え	本町の現状、課題を理解した上で、本町にとって最適な考え方となっているか	20
2.会社概要	会社として経営が安定しているか（資本金、自己資金比率、など） システムの導入・サポート体制が充分か サービス品質管理、情報セキュリティーに関する認証を有しているか。 ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001またはJISQ27001) ・プライバシーマーク(JISQ15001) ・品質マネジメントシステム(ISO9001またはJISQ9001) ・環境マネジメントシステム(EMS ISO14001) ・LGWAN-ASP事業者登録	60
3.提案システムの導入実績	開発経緯等(時期や開発会社)により提案システムの信頼性が高いか 提案システムの導入実績、関連業務実績が豊富であるか ・公開型GISの構築業務 ・統合型GISの再構築業務 ・現地調査システムの導入業務 ・法務局から提供される公図(XML形式)を活用する業務 ・地番図及び公図データ作成業務 ・下水道管理におけるアセットマネジメント、ストックマネジメント業務	66
4.配置予定技術者の資格	配置予定技術者が以下の資格を有しているか。 ・空間情報総括監理技術者 ・応用情報技術者 ・ITストラテジスト ・システムアーキテクト	24
5.業務実施方針・業務実施体制・業務実施工程	本業務の内容・性質を理解し、確実に遂行できる実施体制が確保されかつ、適切な工程計画となっているか	20
6.システム全体内容	全体の構成や各機能群の説明が分かり易く記載されているか	15

7.公開型GIS構築	市民等がわかりやすく、使いやすいシステムであり、機能が充実し、統合型GISとのスムーズな連携が可能であるか	20
8.統合型GIS構築	わかりやすく、使いやすいシステムであり、機能が充実し、安心して職員が使えるシステムであるか	20
9.現地調査システム構築	わかりやすく、使いやすいシステムであり、住民の利便性向上につながる提案がされており、統合型GISとのスムーズな連携が可能であるか	15
10.運用保守の考え方	サポートの内容が具体的であり、利用促進、障害対応のサポート体制が確立されているか 運用に関する本町職員への負荷軽減が期待できるか	30
11.情報セキュリティ要件	個人情報を取り扱う事業者として、情報セキュリティに対する習熟度と対策が充分か システムだけでなく、データセンタやネットワークのセキュリティ対策は充分か	30
12.教育・研修	集合研修だけでなく、構築期間にわたって職員の操作習得に対する工夫が見られるか 本番稼働直前・直後のサポートを円滑に行うための工夫が見られるか	30
13.BCP対応	業務継続性を確保するための十分な対策が講じられているか BCP対策メニューが豊富であり、今後の本町のBCP対策に対して有益であるか	30
14.その他	仕様書に定めが無い事項で、本町にとって有益と思われる事項を提案しているか	20

段階	基準	配点割合
A	要求以上の水準となっている	100%
B	要求を満たしている	70%
C	要求を一部満たしていない	30%
D	要求を満たしていない。提案されていない。	0%

(2)機能要件

パッケージの標準装備度の視点から評価・採点を行う。次のパッケージの標準装備度に従い、個別機能の評価し、業務ごとに評価結果件数に配点割合を乗じて集計する。

評価	基準	配点割合
◎	標準機能で実現する	100%
○	代替又は運用で対応する	75%
△	オプション・カスタマイズ等により実現する	50%
×	当該機能が実現できない	0%

※ 業務ごとに各項目の配点割合を集計し、各業務の項目数で除することにより適応率を算定する。

※ 適応率は、小数第4位以下を切捨てとする。適応率×配点にて各業務の点数とする。

公開型GIS、統合型GIS 各30点、固定資産管理システム、下水道管理システム 各15点、現地調査システム 10点を配点とし、全ての業務の合計(小数第2位以下を切捨て)で評価する。

(3) デモンストレーション評価

事業者の用意した、導入予定のシステムを搭載したデモ機を使用し、以下の評価項目において評価・採点を行う。採点はA～Cの3段階評価を行い、段階に応じた割合で、評価項目単位に配点する。

項番	評価項目
1	操作手順がシンプルでわかりやすい画面構成であり、次の操作に迷わないよう工夫されているか
2	起動、画面遷移、スクロール、拡大縮小など、ストレスなく操作できるか
3	検索機能が充実しており、容易に目的物を検索できるよう工夫されているか
4	レイヤ作成・管理が容易であるか
5	統合型GISにおいて、属性データ等の迅速な入力作業等ができるよう、入力のしやすさに配慮しているか
6	統合型GISに搭載されている属性データを容易に入出力でき、他の業務に利用できるか
7	統合型GISに搭載されているデータを、集計・分析するための機能があるか
8	ユーザーデータの管理について負担軽減の工夫があるか
9	閲覧制限及びログ収集などセキュリティ対策がとられているか
10	GISの活用を促進するような工夫がなされているか
11	現地調査システムについて、操作性が良く、統合型GISに速やかに連携できるか。

段階	基準	配点割合
A	優れている	100%
B	普通	50%
C	劣る	0%

(4) プレゼンテーション評価

提案者のプレゼンテーションに対し、以下の評価項目において評価・採点を行う。採点は、A～Eの5段階評価を行い、段階に応じた割合で、評価項目単位に配点する。

項番	評価項目	配点	割合
1	提案者の理解度	40	40%
2	提案者の意欲	20	20%
3	適確な質疑回答	40	40%
計		100	100%

段階	基準	配点割合
A	非常に優れている	100%
B	優れている	75%
C	普通	50%
D	やや劣る	25%
E	劣る	0%

4.2 価格評価

見積書により審査し、次に示す算定式により価格点を算出する。

また、提案価格が提案上限金額を超えた場合や、実施要領に規定する費用を計上していない場合は下記の算出式に関わらず価格点は0点とする。

3年間の価格評価

$$\text{価格点} = 100 \times (\text{最低提案価格} \div \text{当該提案価格})$$

6年間の価格評価

$$\text{価格点} = 100 \times (\text{最低提案価格} \div \text{当該提案価格})$$

※4 評価基準内における各評価事項ごとの評価点数は小数第2位以下を切捨てとする。